

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 庁内資料特化型生成 AI サービス 一式
- (2) 件名の特質等 調達仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 7 年 10 月 1 日（水）
- (4) 納入場所 岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 入札日現在で、岩手県が発注する情報システム開発等業務に係る競争入札参加者資格に規定する情報システム開発業務の種類のうち、ソフトウェア開発について、一般競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (4) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。入札参加表明及び仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時までに 15（2）の場所に 1 部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが提出期限必着とする。

また、仕様等について疑義がある場合は、入札参加資格の確認書類の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができる。

ア 入札参加表明書（指定様式）

イ 仕様書または約款（任意様式）

本調達仕様書の内容を網羅していること。

ウ 仕様確認書（指定様式）

エ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価見積書（消費税及び地方消費税

抜き)。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格を記載すること。任意様式。)

定価見積書の提出にあたっては、次の事項を記載すること。

- ① 提出年月日
- ② 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びファクシミリ番号、担当者名（問い合わせ先）
- ③ 調達件名（「庁内資料特化型生成 AI サービス」と記載すること）
- ④ 数量
- ⑤ 納期
- ⑦ 納品場所

- (2) 3(1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、岩手県において審査するものとする。なお、提出書類の補足、補正等は認めるが、令和7年9月2日（火）午後5時までとする。
- (4) 審査結果は、令和7年9月3日（水）までに電話又はインターネットメールにより通知する。
- (5) (1)の書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。
- (6) 入札参加資格がある旨の通知後に、通知を受けた者が下記のいずれかに該当する場合には、本県の入札参加資格を喪失するものとする。
 - ア 2で示す入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ (1)で示す提出書類一式に、虚偽の記載があったとき。
- (7) 入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届を 15(2)の場所に提出すること。

4 入札説明書等の閲覧方法

入札説明書、契約書案、調達仕様書は、令和7年9月10日(水)までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、15(2)の場所において閲覧に供する。
なお、入札説明書等は、下記ホームページよりダウンロードすることができる。

岩手県ホームページ

トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > IT 関連入札 > IT 関連入札情報
> 【入札公告】 庁内資料特化型生成 AI サービスの調達に係る一般競争入札について

5 調達仕様書等に対する質問

- (1) 調達仕様書等に対する質問がある場合、次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時、電話又は口頭により照会して差し支えない。
 - ア 提出期間 令和7年8月27日(水)午後5時まで
 - イ 提出場所 15(3)の場所
 - ウ 提出方法 質問票（指定様式）により、原則として、15(3)に指定するインター

ネットメールアドレスへの伝送により提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送による提出を認めるものとする。質問票のファイルは4のホームページで提供する。

なお、伝送時における件名は下記のとおりとする。

件名 庁内資料特化型生成 AI サービスの調達における仕様書等に係る質問について

- (2) (1)の質問については、原則として、令和7年8月28日(木)までに回答する。
- (3) (2)の回答のうち、調達仕様書等に関することに対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 15(3)の場所における閲覧 回答書作成後、令和7年8月29日(金)までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで閲覧に供する。

イ 岩手県のホームページにおける閲覧 4において、回答書作成後、閲覧に供する。

6 入札の方法等

- (1) 1(1)について総価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された総価金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書の提出は、7(1)の日時に7(2)の場所に持参すること。入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、9月9日(火)午後5時までに15(2)の場所に提出することとし、封筒に、入札参加者名(法人の場合は商号又は名称)を記載の上、「令和7年9月10日入札 調達件名：庁内資料特化型生成 AI サービス 入札書在中」と記載すること。
- (3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

7 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年9月10日(水) 10時00分
- (2) 場所
岩手県庁地下1階情報化研修室

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は「岩手県知事」とする。
- (4) 入札金額
 - ア 入札書には、サービスの提供に当たっての「初期費用」、「月額利用料」及び「総価」をそれぞれ記載する。
 - イ サービスの提供に当たって、「初期費用」が発生しない場合は、初期費用は「0 円」と記載する。
 - ウ 入札書に記載する「総価」については、「初期費用」と「月額利用料に6を乗じた額（＝6か月分の利用料）」を積算して算出された金額を記載する。これを本入札の総価とする。
- (5) 件名
- (6) 規格・銘柄
- (7) 数量
- (8) 納入期限

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があ

るときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち合いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札に参加できる者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。なお、郵送による場合は「辞退扱い」とするものとする。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

14 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
 - ウ 落札者が県出資法人であるとき。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県 ふるさと振興部 科学・情報政策室 行政情報化担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-629-5247
- (3) 調達仕様書に関する照会先
岩手県 ふるさと振興部 科学・情報政策室 行政情報化担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-629-5247
インターネットメールアドレス AB0008@pref.iwate.jp

- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 提出された書類は、この一般競争入札に係る審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出された書類を、この一般競争入札に係る審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (7) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合がある。